

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">AG クラウドファンディング利用規約</p> <p>この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、AG クラウドファンディング株式会社（以下「当社」といいます。）が、ウェブサイト上で提供する<u>貸付型クラウドファンディングに係るサービス</u>（以下「本サービス」といいます。）及びその利用に対して適用されます。本サービスの利用者（以下「お客さま」といいます。）は、本サービスの利用に際し、本規約をお読みいただき、本規約に同意いただく必要があります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 2 条（登録及びマイページの開設）</p> <p>6. <u>当社は、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令で定める電子申込型電子募集取扱業務にて本サービスを取り扱うため、本サービスの申込は全てインターネットを介して行われます。このため、電話・訪問等による本サービスに係る申込みは受け付けておりません。また、電話・訪問等による本サービスに係るお客さまからのお問い合わせに関しては受け付けできない場合もあります。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">AG クラウドファンディング利用規約</p> <p>この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、AG クラウドファンディング株式会社（以下「当社」といいます。）が、ウェブサイト上で提供する融資型クラウドファンディングに係るサービス（以下「本サービス」といいます。）及びその利用に対して適用されます。本サービスの利用者（以下「お客さま」といいます。）は、本サービスの利用に際し、本規約をお読みいただき、本規約に同意いただく必要があります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 2 条（登録及びマイページの開設） 新設</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

改正後	現行
<p>第 8 条 (匿名組合契約の申込み)</p> <p>1. お客さまは、本匿名組合契約毎に定められる本匿名組合契約の締結の申込みが可能な期間（以下「募集期間」といいます。）中に本サービス上に表示される本匿名組合契約に係る契約締結前交付書面及び匿名組合契約書に記載すべき事項として提供される情報を十分にご確認いただき、リスク等を十分理解したうえで、自己の責任において、当該匿名組合契約書に定めるところに従い出資の申込みを行うものとします。また、当該出資の申込金額（以下「出資申込金」といいます。）は、本サービス上に表示される最低出資額以上とします。なお、出資の申込みは先着順といたします。</p> <p>2. お客さまは、第 9 条第 1 項に定めるところに従い本匿名組合契約が成立したときは、本匿名組合契約に基づき、出資申込金を申込み日の翌日から起算して 3 営業日以内にお客さまの振込専用口座へ入金を行わなければならないものとします。また、本項本文に定める入金期限までにお客さまからの出資申込金の入金当社において確認できなかった場合、又は、お客さまからの入金額が出資申込金に満たない金額であった場合、お客さまとの本匿名組合契約は何らの意思表示を要することなく当然に解除され終了するものとします。この場合、お客さまから入金を受けた申込出資金が<u>あった場合は</u>お客さまへ返却されるものとし、当社は当該返却された金銭をお客さまからの預託金として取り扱うものとします。なお、当該金銭の預託の状況はマイページにて確認できます。</p> <p>3. 当社では、お客さまが、出資申込金を振込専用口座へ入金する際の銀行送金手数料は、お客さまの負担とします。</p> <p>4. 当社は、募集期間中に、お客さまから申込みいただいた出資金額の総額又はお客さまから入金を受けた出資申込金の総額が本匿名組合契約に係</p>	<p>第 8 条 (匿名組合契約の申込み)</p> <p>1. お客さまは、本匿名組合契約毎に定められる本匿名組合契約の締結の申込みが可能な期間（以下「募集期間」といいます。）中に本サービス上に表示される本匿名組合契約に係る契約締結前交付書面及び匿名組合契約書を熟読し、リスク等を十分理解したうえで、自己の責任において、当該匿名組合契約書に定めるところに従い出資の申込みを行うものとします。また、当該出資の申込金額（以下「出資申込金」といいます。）は、本サービス上に表示される最低出資額以上とします。なお、出資の申込みは先着順といたします。</p> <p>2. お客さまは、第 9 条第 1 項に定めるところに従い本匿名組合契約が成立したときは、本匿名組合契約に基づき、出資申込金を申込み日の翌日から起算して 3 営業日以内にお客さまの振込専用口座へ入金を行わなければならないものとします。また、本項本文に定める入金期限までにお客さまからの出資申込金の入金当社において確認できなかった場合、又は、お客さまからの入金額が出資申込金に満たない金額であった場合、お客さまとの本匿名組合契約は何らの意思表示を要することなく当然に解除され終了するものとします。この場合、お客さまから入金を受けた申込出資金（もしあれば）はお客さまへ返却されるものとし、当社は当該返却された金銭をお客さまからの預託金として取り扱うものとします。なお、当該金銭の預託の状況はマイページにて確認できます。</p> <p>3. 当社では、お客さまが、出資申込金を振込専用口座へ入金する際の銀行送金手数料は、お客さまの負担とします。</p> <p>4. 当社は、募集期間中に、お客さまから申込みいただいた出資金額の総額又はお客さまから入金を受けた出資申込金の総額が本匿名組合契約に係</p>

改正後	現行
<p>るファンドの目標募集額（以下「<u>成立金額</u>」といいます。）に達した場合は、本匿名組合契約に係る匿名組合出資持分（以下「本匿名組合出資持分」といいます。）の取得の勧誘を募集期間満了前に終了する場合があります。</p>	<p>るファンドの目標募集額（以下「<u>本目標募集額</u>」といいます。）に達した場合は、本匿名組合契約に係る匿名組合出資持分（以下「本匿名組合出資持分」といいます。）の取得の勧誘を募集期間満了前に終了する場合があります。</p>
<p>第 9 条（匿名組合契約の成立）</p>	<p>第 9 条（匿名組合契約の成立）</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、前条第 1 項に基づき行われたお客さまによる出資の申込みが有効であると判断した場合には、当該出資の申込みについてこれを受注し、この時点において本匿名組合契約が成立するものとします。また、当社は、本匿名組合契約の成立に伴い、お客さまに対して契約締結時交付書面をマイページ上に掲載する方法により交付するとともに、当該契約締結時交付書面をお客さまのマイページ上に掲載した旨及び出資申込金の入金を依頼する旨を記載したメールをお客さまに対して送付いたします。</li> <li>2. 当社は、①募集期間が満了した時点において、お客さまから申込みいただいた出資金額の総額が本匿名組合契約に係るファンドの<u>成立金額</u>に達している場合、又は②募集期間中に、お客さまから入金を受けた出資申込金の総額が<u>成立金額</u>に達した場合、本匿名組合契約に係るファンドが成立したものとして取り扱い、<u>第 4 項で定めるクーリング・オフの期間経過後</u>、速やかにお客さまから入金を受けた出資申込金を本営業者の銀行預金口座（<u>分別口座</u>）に送金するものとします。</li> <li>3. 当社は、募集期間が満了した時点において、お客さまから申込みいただいた出資金額の総額が<u>成立金額</u>に達していない場合は、本匿名組合契約に係るファンドを不成立として取り扱うものとします。この場合、お客さまとの本匿名組合契約は何らの意思表示を要することなく当然に解除</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、前条第 1 項に基づき行われたお客さまによる出資の申込みが有効であると判断した場合には、当該出資の申込みについてこれを受注し、この時点において本匿名組合契約が成立するものとします。また、当社は、本匿名組合契約の成立に伴い、お客さまに対して契約締結時交付書面をマイページ上に掲載する方法により交付するとともに、当該契約締結時交付書面をお客さまのマイページ上に掲載した旨及び出資申込金の入金を依頼する旨を記載したメールをお客さまに対して送付いたします。</li> <li>2. 当社は、①募集期間が満了した時点において、お客さまから申込みいただいた出資金額の総額が本匿名組合契約に係るファンドの目標募集額（以下「<u>本目標募集額</u>」といいます。）に達している場合、又は②募集期間中に、お客さまから入金を受けた出資申込金の総額が<u>本目標募集額</u>に達した場合、本匿名組合契約に係るファンドが成立したものとして取り扱い、その後速やかにお客さまから入金を受けた出資申込金を本営業者の銀行預金口座に送金するものとします。</li> <li>3. 当社は、募集期間が満了した時点において、お客さまから申込みいただいた出資金額の総額が<u>本目標募集額</u>に達していない場合は、本匿名組合契約に係るファンドを不成立として取り扱うものとします。この場合、お客さまとの本匿名組合契約は何らの意思表示を要することなく当然に</li> </ol>

改正後	現行
<p>され終了し、お客さまから入金を受けた申込出資金が<u>あった場合は</u>お客さまへ返却されるものとし、当社は当該返却された金銭をお客さまからの預託金として取り扱うものとします。<u>また、当該預託金の状況は、マイページにて確認できます。なお、不成立となり返却された申込出資金のお客さま名義の金融機関への返金にかかる振込手数料は、お客さまのご負担となります。</u></p> <p>4. <u>本匿名組合契約は、契約成立日を含め、8日を経過しない間までに当社Webサイトの「お問い合わせ」より投資申込みの取り消しを申し出た場合であれば、クーリング・オフ（無条件解約）が可能です。なお、一度成立した本匿名組合契約について、上記クーリング・オフの場合を除き、契約の取消し又は中途での解約はできません。</u></p> <p>第10条（金銭預託の取り扱い）</p> <p>1. 当社は、本匿名組合出資持分の取得の勧誘に関して、お客さまから受け入れた本匿名組合契約に係る出資申込金並びに本匿名組合契約に基づき本営業者がお客さまに対して支払う分配金及び償還金を、当社の固有財産と分別して管理するために開設する銀行預金口座等（複数の口座となる場合があります。）にて預託を受け、これを金銭信託により分別管理するものとします。なお、お客さまの預託金の状況は、マイページにて確認できます。</p> <p>2. 当社は、お客さまの資産の状況（入出金履歴及び残高）を記載した取引残高報告書を四半期ごとにマイページに表示する方法にて交付いたします。</p> <p>3. 当社は、お客さまから預託を受けている金銭について利息を付しません。</p>	<p>解除され終了し、お客さまから入金を受けた申込出資金（もしあれば）はお客さまへ返却されるものとし、当社は当該返却された金銭をお客さまからの預託金として取り扱うものとします。なお、当該預託金の状況は、マイページにて確認できます。</p> <p>4. お客さまは、本匿名組合契約が成立した場合、当該本匿名組合契約の解約はできません。金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの規定の適用はありません。</p> <p>第10条（金銭預託の取り扱い）</p> <p>1. 当社は、本匿名組合出資持分の取得の勧誘に関して、お客さまから受け入れた本匿名組合契約に係る出資申込金並びに本匿名組合契約に基づき本営業者がお客さまに対して支払う分配金及び償還金を、当社の固有財産と分別して管理するために開設する銀行預金口座（複数の口座となる場合があります。以下、総称して「本預り金口座」といいます。）にて預託を受け、これを分別管理するものとします。なお、お客さまの預託金の状況は、マイページにて確認できます。</p> <p>2. 当社は、お客さまの資産の状況（入出金履歴及び残高）を記載した取引残高報告書を四半期ごとにマイページに表示する方法にて交付いたします。</p> <p>3. 当社は、お客さまから金銭の預託を受けている場合、お客さまの投資意思をマイページへのアクセスの有無により確認するものとします。もし、</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>お客さまより金銭の預託を受けた後、3 か月間投資意思を確認することができなかった場合は、当社では、当該預託されている金銭をお客さまが指定された銀行口座へ送金するものとします。なお、当該送金にかかる銀行振込手数料は、お客さま負担とします。ただし、お客さまへ送金すべき金銭の額が、その銀行振込手数料相当額以下となる場合は、お客さまは、当該送金にかかる請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。</p> <p>4. 当社は、お客さまから預託を受けている金銭について利息を付しません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第 12 条 (出金)</p> <p>1. 当社は、お客さまの金銭の預託の状況及び出金可能額をマイページ上に表示します。お客さまが出金を希望する場合には、マイページの所定欄より入力し、当社へ出金の指示を行うものとします。</p> <p>2. 当社は、前項により、お客さまからの出金指示により、専用振込口座から登録時に指定された銀行口座へ、出金指示を受けた日から起算して <u>3 営業日</u>までに送金することとします。なお、当該送金にかかる銀行振込手数料は、お客さま負担とします。</p>	<p>第 12 条 (出金)</p> <p>1. 当社は、お客さまの金銭の預託の状況及び出金可能額をマイページ上に表示します。お客さまが出金を希望する場合には、マイページの所定欄より入力し、当社へ出金の指示を行うものとします。</p> <p>2. 当社は、前項により、お客さまからの出金指示により、専用振込口座から登録時に指定された銀行口座へ、出金指示を受けた日から起算して翌々営業日までに送金します。なお、当該送金にかかる銀行振込手数料は、お客さま負担とします。</p>
<p>第 13 条 (資金需要者との接触禁止等)</p> <p>1. お客さまは、本営業者と締結することとなる本匿名組合契約に関し、当該匿名組合契約に基づく出資の対象事業として実施される貸付けが、本営業者又はその委託を受けた者（以下、「貸付実行者」と総称します。）の判断により行われること、資金需要者に対する貸付条件（貸付金額、</p>	<p>第 13 条 (資金需要者との接触禁止等)</p> <p>1. お客さまは、本営業者と締結することとなる本匿名組合契約に関し、当該匿名組合契約に基づく出資の対象事業として実施される貸付けが、本営業者又はその委託を受けた者（以下、「貸付実行者」と総称します。）の判断により行われること、資金需要者に対する貸付条件（貸付金額、</p>

改正後	現行
<p>貸付金利、資金使途、弁済の時期・方法、融資手数料等) の提示も貸付実行者によって行われることを認め、自らはこれらに一切関与しないものとしします。</p> <p>2. お客さまは、貸付実行者が行う貸付けにかかる資金需要者に対して、訴訟上、訴訟外を問わず、直接弁済の請求その他本営業者が行う貸付けに関する一切の接触をしてはならないものとしします。</p> <p>3. お客さまは、貸付実行者による貸付けにかかる資金需要者が直接接触をしてきた場合、速やかに当社に対し通報を行うものとしします。なお、当社は当該通報を受けた場合、直ちに貸付実行者に対しその旨を通知します。</p> <p>4. 当社は、お客さまが前二項の定めに違反した場合、<u>本規約第 16 条第 2 項</u>に基づき、本サービスの利用の停止その他必要と判断した措置を行うこととしします。</p> <p>5. 前三項の定めは、貸付実行者が自らのグループ会社に対し貸付けを行う場合、適用しないものとしします。</p>	<p>貸付金利、資金使途、弁済の時期・方法、融資手数料等) の提示も貸付実行者によって行われることを認め、自らはこれらに一切関与しないものとしします。</p> <p>2. お客さまは、貸付実行者が行う貸付けにかかる資金需要者に対して、訴訟上、訴訟外を問わず、直接弁済の請求その他本営業者が行う貸付けに関する一切の接触をしてはならないものとしします。</p> <p>3. お客さまは、貸付実行者による貸付けにかかる資金需要者が直接接触をしてきた場合、速やかに当社に対し通報を行うものとしします。なお、当社は当該通報を受けた場合、直ちに貸付実行者に対しその旨を通知します。</p> <p>4. 当社は、お客さまが前二項の定めに違反した場合、<u>本規約第 15 条第 2 項</u>に基づき、本サービスの利用の停止その他必要と判断した措置を行うこととしします。</p> <p>5. 前三項の定めは、貸付実行者が自らのグループ会社に対し貸付けを行う場合、適用しないものとしします。</p>
<p>第 14 条 (禁止事項)</p> <p>本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとしします。</p> <p>(1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為</p> <p>(2) 当社の承諾なしに第三者に本サービスの利用させる行為又は譲渡する行為</p> <p>(3) 公序良俗に反する行為</p> <p>(4) 当社、本サービスの他の利用者又はその他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行</p>	<p>第 14 条 (禁止事項)</p> <p>本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとしします。</p> <p>(1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為</p> <p>(2) 当社の承諾なしに第三者に本サービスの利用させる行為又は譲渡する行為</p> <p>(3) 公序良俗に反する行為</p> <p>(4) 当社、本サービスの他の利用者又はその他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行</p>

改正後	現行
<p>為</p> <p>(5) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</p> <p>(6) 当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為</p> <p>(7) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為</p> <p>(8) 当社のネットワーク又はシステム等への不正アクセス</p> <p>(9) 第三者に成りすます行為</p> <p>(10)当社が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘又は営業行為</p> <p>(11)本サービスの他の利用者の情報の収集</p> <p>(12)当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルールに抵触する行為</p> <p>(13)反社会的勢力等への利益供与</p> <p>(14)<u>当社及び営業者の役職員に対する暴言、脅迫めいた言動、その他業務の平穩を害する言動</u></p> <p>(15)その他、当社が不適切と判断する行為</p> <p>(略)</p> <p>制定：2021年9月1日  改定：2023年11月30日  改定：2025年4月21日  改定：2025年4月25日</p>	<p>為</p> <p>(5) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</p> <p>(6) 当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為</p> <p>(7) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為</p> <p>(8) 当社のネットワーク又はシステム等への不正アクセス</p> <p>(9) 第三者に成りすます行為</p> <p>(10)当社が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘又は営業行為</p> <p>(11)本サービスの他の利用者の情報の収集</p> <p>(12)当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルールに抵触する行為</p> <p>(13)反社会的勢力等への利益供与</p> <p>(14)その他、当社が不適切と判断する行為</p> <p>(略)</p> <p>制定：2021年9月1日  改定：2023年11月30日  改定：2025年4月21日</p>